

○環境省告示第五十九号

悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第五条の規定に基づき、特定悪臭物質の測定の方法（昭和四十七年五月環境庁告示第九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年六月三十日

環境大臣 山本 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

別表第 1

アンモニアの測定方法

第 1 敷地境界線における濃度の測定—吸光光度法

1～3 (略)

第 2 敷地境界線における濃度の測定—イオンクロマトグラフ
法

日本工業規格 K0099 に定める方法により測定するものとする。ただし、インドフェノール青吸光光度法を除く。

備考

- 1 試料の捕集の際、ガラスろ過板の目詰まりその他のやむを得ない理由により、10 L/min の一定流量で通気する事が困難であり、かつ、分析感度に十分余裕がある場合には、若干低い流量で通気しても差し支えない。
- 2 試料の水分が少なく、吸着のおそれがないと考えられる場合には、別表第 2 の第 1 の 2 の (1) のア及び (2) (注 1) に示す装置及び器具を用いて、同表の第 1 の 3 の (2) のアに示す操作によりいったん試料採取袋に試料ガスを採取しても差し支えない。この場合は試料採取袋に採取した試料ガスを可及的速やかに第 1 の 2 の (1) に示す試料捕集装置を用いて第 1 の 3 の (1) (注 2) に示す操作により捕集すること。

(注 1) 試料採取袋の内容積は 50 L 程度のものを用いる

別表第 1

アンモニアの測定方法

第 1 敷地境界線における濃度の測定

1～3 (略)

(新規)

こと。

(注2) 10 L/minの一定流量で通気する事が困難である場合には、低い流量で通気しても差し支えないこと。

3 この測定方法における用語その他の事項でこの測定方法に定めのないものについては、日本工業規格に定めるところによる。

第3 (略)

別図 (略)

第2 (略)

別図 (略)